

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 令和元年11月15日（金）15:38～15:58

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

<関係省庁>

福原 申子 法務省出入国在留管理庁政策課長

藤田 一郎 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

大塚 憲孝 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐

吉田 貴典 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐

<提案者>

米津 雅史 東京都戦略政策情報推進本部特区推進担当部長

高須 信二 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部特区企画担当課長

青木 優紀 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部特区・戦略事業推進課
課長代理

寿 一則 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部特区・戦略事業推進課

<事務局>

海堀 安喜 内閣府地方創生推進事務局長

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

永山 寛理 内閣府地方創生推進事務局参事官

千野 貴彦 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 クールジャパン・インバウンド外国人材受入れ（美容師）について

3 閉会

○蓮井参事官 お待たせしました。

それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリング、2コマ目でございます。法務省、厚生労働省、東京都の皆様にお越しいただきました。「クールジャパン・インバウン

「ド外国人材受入れ（美容師）について」でございます。こちらの配布資料等については、基本的に全部公開の扱いということで皆さんよろしゅうございましょうか。今日の議事の内容も公開ということで、お願いできればと存じます。

八田座長、最初は東京都からの御提案でございますので、東京都から2、3分程度で簡単に御紹介いただいた上で、法務省、厚生労働省の順に御議論いただければということでお願いいたします。

○八田座長 皆さん、お忙しいところお越しくださいませありがとうございます。

それでは、この問題について、まず、東京都から御説明をお願いしたいと思います。

○米津部長 東京都でございます。

本日は、私どもの提案に関しまして、貴重なワーキンググループヒアリングの機会を頂戴しまして、誠にありがとうございます。八田座長を始め、ワーキンググループの先生方におかれましては、常に御指導いただきまして、誠にありがとうございます。

また、内閣府、関係府省の方にも大変お世話になっておりまして、特に私どもの提案に関し、事務局の方々からは常に御助力、御助言を賜っていただきまして、大変感謝いたしております。

お手元に資料をお配りしておりますので、これに基づきまして、簡単に御説明を申し上げます。2、3分ということでございますので、簡便にさせていただきたいと思っております。

経緯については、御案内のとおりでございますし、第22回の区域会議で私どもから提案をさせていただきました、「外国人美容師の就労拡大」ということでございますけれども、そもそものこちらの意図でございますが、御案内のように美容師としての技術というのはもちろん現場でもって、顧客の方々を多く手がけることで身に付くということでございますが、現状、外国人留学生については、その貴重な機会はないということで、私どもの今回の提案に基づく特区による規制緩和によりまして、日本のヘアサロンで実践的な技術が身に付けられるようにということでございます。

その狙いとしては、①、②と書いてございますけれども、一つは、就労を無事に終えて帰国された際に日本の高い美容技術を海外に伝える担い手として育成するという観点、それから、後ほど述べますけれども、日本で就労している際には、インバウンド需要は非常に伸びておりますけれども、そうしたところに対応する人材として活躍する余地があるのではないかとということでございます。

背景としては御案内のとおりでございますし、ここにお示ししているとおりでございますので、訪日外国人の旅行者数自体もちろん政府を挙げての取組のもとに進んでいるということに加えて、裏面でございますけれども、御案内のように、在留外国人の方も、例えばということで数字をここに掲げてございますけれども、増加しておりまして、それに伴いまして、美容業にとって外国人需要への対応というのは現場でも大きな課題になっております。

また、御案内のように、来年は東京オリンピック・パラリンピックの開催ということで、

世界の目がもちろん集まるわけでございますけれども、その後も含めてアジアを始め世界から日本の高い美容技術を求めてやってくるような人材の流れができればいいなと思ってございます。

具体的な仕組みでございますが、大まかにここに1、2点書いてございます。一つ目といたしましては、まずもって当然のことながらでございますけれども、美容師免許を取得した外国人を受け入れるヘアサロンにおいては、当該の方が計画的に技術を習得できるようにちゃんとした実習計画をして策定して、適切な指導ができるヘアサロンに限定するということが必要ではないかということでございます。

もう一つは、美容に関するさまざまな知見を有する団体が、こうした計画の実施状況を的確に管理して、必要に応じて美容師の養成施設の方々についても相談窓口等の協力をいただくことで連携して、適切な水準、規模により実施するというところでございます。

効果としては、大きく二つございます。一つは、やはり先ほど述べましたような美容技術というのは、世界から注目されていることから、カットなどの技術はもちろんでございますけれども、接客や衛生面といったそのものの仕組みについても海外に展開する余地があるのではないかと。ひいては、商品についても同様でございますして、産業力の強化や日本の文化・技術への理解を深めるということに大きく寄与すると考えてございます。

また、(2)のところでございますけれども、先ほど申し述べました来日する外国人が多い中で、必ずしもその対応する語学力を持った人材の確保というのはもちろん難しいというところもございますして、需要については十分に現状ではくみ取れない。留学生が資格取得後、働くことが仮にできれば、お認めいただければ、こうした需要を取り込むきっかけにもなりますし、共生社会の実現に資するために外国人の皆様のきめ細かい生活環境の整備というところは、私どもも当然大事な点だと思ってございますので、こうした取組について、まさに国家戦略特区としての活用を是非お認めいただきまして、こうした地位の向上、ひいては東京のプレゼンスや世界に対する貢献ができてまいればいいなと思ってございます。

簡便でございますが、以上でございます。

○八田座長　ありがとうございます。

それでは、法務省、御発言をよろしいでしょうか。

○福原課長　法務省でございます。御提案、ありがとうございます。

今回御提案いただいたことにつきましては、一つは、クールジャパンという切り口で、日本の独特な美容技術を身に付けられて、それを海外に持ち帰って発信していただくという趣旨が一つ含まれているということでよろしいでしょうか。

もう一つは、日本に滞在されている外国人の方に、よりきめ細かなサービスを提供することができることが、一つの分野での外国人の共生社会の促進にもつながるという観点と理解をいたしました。

これらについて、当然私どものほうで、例えば、「特定活動」という在留資格で対応す

るというのはおそらく可能ではなかろうかと考えるところではあるのですが、これまでのこの会合でも御説明をさせていただいているとおり、やはりこういったことにつきまして、業界の理解を得ないとできないと考えておりまして、業界を監督されている所管省庁の御了解がいただければ、おそらく実施することは難しいだろうと考えているところでございます。

また、今回御提案いただきましたこの資料の中で、各ヘアサロンが団体に対して報告を行い、その団体が管理指導をするとあります。かつ、その団体自体も公的な団体に対して報告をするというスキームになっているところでございますが、具体的にどういうところをイメージされているのかというのを確認したいところでございます。

もろもろこういったもう少し確認をさせていただきたいところがあるということではございますけれども、先ほど申し上げましたとおり入管庁といたしましては、このような形で外国人材の受入れが、業界全体としてきちんと整理して積極的に御了解いただいているものかということについては、きちんと確認をしていきたいと考えているところでございます。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、厚生労働省からお願いします。

○藤田課長　厚生労働省生活衛生課の藤田でございます。よろしくお願いいたします。

今回の御提案、インバウンドとして大事だというもの、人材に対応するものとして重要ということで、その必要性については理解というか、共有させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど法務省の話にもございましたけれども、美容業全体として、どちらかと言うと、過剰感があって、かなり待遇などについてはまだ改善の余地があるというところで、その業界団体のほうでもさまざまな待遇改善の取組をしているといったところでございます。

そういった中で、この外国人美容師の方について就労拡大することについては、影響の度合いについては軽重あると思いますけれども、まだ現段階で業界団体としてのコンセンサスが得られていないという状況であるというのが認識でございます。ですので、おそらくこういった管理の仕組みかとかというところで、また色々と意見交換をさせていただきながら、そういった納得が得られる仕組みを考えていくような必要があるのではないかと考えておるところでございます。

もちろん、就労拡大そのものについても理解を得られるかどうかを現段階で予断をもって申し上げることはできないのですけれども、我々省庁としては、現段階でまだコンセンサスがあるというような状況にはないと思っておりますので、まずは、そういった方向での努力は必要ではないかと考えておる次第でございます。

よろしくお願いいたします。

○八田座長　あまり全てをひっくり返したくはないけれども、原則論としてお役所はそういうことを言うてはいけないと思いますね。本当は消費者の目線で、安ければ安いほどい

いのですよ。そして、それを合理的にやりたい人がやって安くなるのなら、そっちのほうがいいのですよ。業界団体の需給調整のために何かを役所がやるというのはあり得ないことだと思いますよ。

原則論としては、やはり消費者目線ということが役所の行政の根本だと思います。

あまりに業界団体の意見が前提であるというお話は、根本的な行政のあり方としてどうかと思います。それが一つ、これはもう今後その話はしません。

ただし、外国人がたくさん入ってきて、いわゆる安い労働者を入れることによって日本の労働者の賃金がかかるというのは、それは大いに問題にすべきことだろうと思います。業界の利益よりは日本人の美容師の賃金がかかる事態は避けるべきだと思います。そことの兼ね合い、調整をここでは東京都としてはどう考えていらっしゃるのか。

それから、業界団体が一応管理をして、それから公的なところが上の報告を受けるといような形だけれども、例えば、労働条件については業界団体に報告したものを信用するのか、それとも公的なところが直接監査に行きに行くべきなのか、通常の労働基準局の調整のように不平が来たら受け付けますよという以上に、何かやることを考えていらっしゃるのか。

全体の外国人客の伸びと、インバウンドに応えるための監査業務とのバランス、そういうものの管理は、どこがどういうふうにお決めになる予定なのですか。

そういうことも含めて、御意見を伺いたいと思います。

○米津部長 ありがとうございます。

今後の具体的な受入れに関する、まさにその管理、受入れの仕組みについては、私どもも内閣府を始め色々御相談をしながら具体化してまいりたいというのはもちろんでございますけれども、一つございますのは、先ほど法務省からの御質問にもございましたけれども、管理、受入れをする団体については、もちろん受入事業者が管理能力をちゃんと有しているのかということとちゃんと見られるということももちろん大事なところでございます。

○八田座長 管理能力って何ですか。

○米津部長 管理能力というのは、私どもの想定では個々人の方がしっかり技能を身に付けられるかという実習計画がフィージブルなものか、それがまさに実行されているのか。あとは、適切な、と私どもが言うのは適正か分かりませんが、ちゃんと適切な労働条件、八田座長がおっしゃるようなところが確保されているのかということ、そこをちゃんと見られるということが必要なのではないかなと思ってございますし、そこについても労働基準の監督との関係はあるかと思いますけれども、そこはちゃんともちろん管理団体として適正に私どもにも情報共有、報告をいただけるのかということのコミュニケーションは非常に大事なところになってくるのかなと思ってございまして、そこはしっかり留意したいとは思っています。

○八田座長 今のお話では、教育課程と労働条件についての管理ですね。

もう一つは、需給に関して言えば、外国人が実際どれだけそこで接客したかと、そういうような数字もどこかで取るという必要もあるのですかね。

○米津部長 そうですね。今後、どういうふうに具体的に、もちろん数値というのはあるかと思いますが、まさに冒頭申し上げた、適正になされているのか、どういう方々を対象に個人の方の技術と本当にフィットした消費者目線でのサービスが提供されているのかというのはもちろん確認をしていく必要があるのかなとは思っています。

○八田座長 そういうことの基準のあらすじを、やはり東京都としても用意されるということですね。

○米津部長 それはまた御専門の御知見からも、関係府省の皆様と御相談をさせていただきたいと思います。

○八田座長 厚生労働省、今のお答えに対して何か御意見はございますか。

○藤田課長 それを見させていただいた上で、検討したいと思います。

あと一点、質問してもよろしいでしょうか。例えば、働かれる外国人美容師の就労の場所は、都内に限定するのですか。

○米津部長 はい。

○藤田課長 都内の中で転職とかをしてもいいということですか。基本的には、一つのところで面倒を見るという言い方はあれですけども、ずっと同じところで受け入れていただくというスキームが前提ということですか。

○米津部長 そうですね。私どもは、あらかじめ計画が適正かどうかというところをもちろん立てた上で、この人を受け入れますという前提になりますので、そこがしっかりするのは、もちろん転職の機会を奪うというわけではないのですけれども、その場所でというのは特定されると思います。

ただ、その方が他のところという取扱いについては、また詰めてまいらなければいけないと思います。

○藤田課長 どうもありがとうございます。

○八田座長 もし、東京圏でこういう制度が始まったら、もちろん同じ制度は大阪府でも愛知県でもみんな同時にやることができる。原則として、もちろんその場所ごとに事業者を決めたり、そういうことはやらなければいけません、規制改革としては1カ所で風穴が開いたら他の特区も使えるという、そういう制度です。

これは余計なことですけども、先ほど私が申し上げたのはちょっと分かりにくかったかもしれないけれども、消費者目線でなければいけないのと、労働者の目線でなければいけないので、それがその途中の業界の利益に優先するのだと思います。競争による営業の自由が認められているということはそういうことだと思います。要するに、業界を守るために労働者を犠牲にしたり消費者を犠牲にしたりすることはあってはならない。現実にはそうはいかないでしょうけれども、やはり基本的な視点であって、業界を守るためにこうするんですというのは、やはり言うてはいけないことだと思いますね。特に労働者、

消費者を犠牲にする場合にはいけないと思います。

それでは、今のお話は、基本的には法務省も厚生労働省も前向きで、厚生労働省はどの立場に立つかは別として、私流に言えば、既存の美容師の職を脅かすことは困るという意味合いで需給調整のことをおっしゃったのだと思うけれども、そういうことに関しての考慮というのはある程度していただくという範囲内で、どういう管理をなさるのかということの具体策を見たいということによろしいですか。

○藤田課長 はい。

○八田座長 それでは、事務局では追加的な御意見はございますでしょうか。

○蓮井参事官 今、御指摘がありましたとおり、八田先生にラップアップしていただきましたけれども、消費者目線なり、働く方から言っても無用に賃金が下がるとか、きちんとしたサービスを提供できないでは困るわけですから、そのためにどういうことをするのか、それが基準にどう表れるのかというところの基準の具体的な中身について、我々と東京都と法務省、厚生労働省と一緒に詰めていって、この問題はずっとやってきていますので、早期に整理してまとめていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○八田座長 非常に前向きな御意見を伺いまして、どうもありがとうございました。

これから東京都のほうも具体的な案をまた詰めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。